

Q	<p>教員の研修の勤務態様と判断のポイントについて教えてください。</p>												
A	<p>教員の研修の服務上の取り扱いは、つぎの三つの形態に区分されます。</p> <table border="1" data-bbox="391 303 1479 594"> <thead> <tr> <th>形態</th> <th>勤務態様</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職務研修</td> <td>出張 または 校外勤務</td> <td>勤務と同等であると認められ、職務命令を受けた研修。</td> </tr> <tr> <td>職専免研修</td> <td>研修 (または 職免)</td> <td>職務に有益なものとして、職務専念義務を免除されて行う研修。</td> </tr> <tr> <td>自主研修</td> <td>年休</td> <td>自発的・自主的な研修で、研修会や講演会への参加、あるいは自ら研修に励むこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p><職専免研修について></p> <p>教育公務員特例法第21条第1項は、教育公務員の日頃から研修に努める義務を定め、「その職務を遂行するために」研修を義務付けているところに、教員にとっての研修の重要性が示されています。</p> <p>教育公務員特例法第22条は、「教育公務員には、研修を受ける機会を与えられなければならない。②教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。…」と定めています。</p> <p>このように、教員の研修は、法律上、教員の権利というよりも国民全体に対する義務であると言えます。したがって、教育公務員の特殊性に対応して一般公務員とは異なる「研修の機会」が保障されています。</p> <p>職専免研修は、勤務時間中に職務に従事していないのですから、本来なら給与の減額の対象になるはずですが、条例で減額を免除できる場合として処理されています。ただし、その間の事故については、公務災害の対象にはなりません。</p> <p><学校長の判断></p> <p><u>職務研修や職専免研修を承認するか否かは校長の裁量権に属することですから、校長としては服務監督権者の立場で授業への影響、研修内容が教員の職務内容に密接に関連するか、研修の成果が職務遂行に役立つか等を総合的に判断して承認の可否を決めなければなりません。</u></p> <p>職専免研修の具体的な取扱については、別紙「教育公務員特例法第20条第2項の規定に基づく研修（職専免研修）についてのQ&Aについて」を参考にしてください。</p> <p>※教育公務員特例法第20条・21条は、平成16年4月1日より、第21条・22条に変更されています。</p>	形態	勤務態様	内 容	職務研修	出張 または 校外勤務	勤務と同等であると認められ、職務命令を受けた研修。	職専免研修	研修 (または 職免)	職務に有益なものとして、職務専念義務を免除されて行う研修。	自主研修	年休	自発的・自主的な研修で、研修会や講演会への参加、あるいは自ら研修に励むこと。
形態	勤務態様	内 容											
職務研修	出張 または 校外勤務	勤務と同等であると認められ、職務命令を受けた研修。											
職専免研修	研修 (または 職免)	職務に有益なものとして、職務専念義務を免除されて行う研修。											
自主研修	年休	自発的・自主的な研修で、研修会や講演会への参加、あるいは自ら研修に励むこと。											
<p>根拠法規 及び 通知文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員特例法 第21条 第22条 ・地方公務員法 第35条 第39条 ・四万十市立学校教職員の服務に関する規則 第7条 (四万十市の例を挙げていますが、各市町村の条例を確認してください) ・「長期休業期間中の服務規律の確保及び教育公務員特例法第20条第2項の規定に基づく研修の取扱いについて（通知） （平成13年6月29日 高知県教育長 13教職第194号） ・「教育公務員特例法第20条第2項の規定に基づく研修（職専免研修）についてのQ&Aについて」 （平成13年7月6日 高知県教育委員会教職員課長 13教職第211号） 												

<p>Q</p>	<p>長期休業中のサービスと職専免研修（教特法第22条第2項による）についての留意点を教えてください。</p>
<p>A</p>	<p>平成13年6月29日付けの高知県教育長通知文書（13教職第194号）に、長期休業中の勤務について以下のようにわかりやすく書かれています。</p> <p>(1) 長期休業期間中も、教職員の勤務は課業期間中と同様、勤務場所における勤務が原則である。</p> <p>(2) 教員が勤務場所を離れるとき、それが職務か、休暇か、それとも職免研修かなど明確にしておく必要がある。</p> <p>(3) 研修は、教員の資質向上を図るうえで重要な位置を占めており、その機会の確保に努めなければならない、そのためにも、職専免研修は長期休業期間を有効に利用するなどして積極的に実施させなければならない。</p> <p>(4) 長期休業期間中は、夏期特別休暇や年次有給休暇の取得の促進を図り、教職員の健康増進や公務能率の向上に努めることが大切である。</p> <p>長期休業中は、児童生徒にとっての休業であり、教職員は通常のサービスであることは当然のことです。しかし、通常の授業はないのですから課業期間中にはできない職専免研修を積極的に利用する機会が保障されています。職専免研修の意義・承認手続き・研修報告書の提出等についても、通知文書（13教職第194号）に書かれています。また、この通知文に準じた内容で、各市町村教育長からの文書が各学校に通知されています。</p> <p>長期休業期間中は特に計画的で明確な勤務に努め、勤務状況について地域住民や保護者等の疑念を抱かれないことはもとより、この休業期間を教職員の資質向上等に有効活用し、情報公開等においても十分理解を得られるよう、勤務管理の適正を徹底することが極めて重要です。</p> <p>※教育公務員特例法第20条・21条は、平成16年4月1日より、第21条・22条に変更されています。</p>
<p>根拠法規 及び 通知文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員特例法 第21条 第22条 ・地方公務員法 第35条 第39条 ・四万十市立学校教職員のサービスに関する規則 第7条 （四万十市の例を挙げていますが、各市町村の条例を確認してください） ・「長期休業期間中のサービス規律の確保及び教育公務員特例法第20条第2項の規定に基づく研修の取扱いについて（通知） （平成13年6月29日 高知県教育長 13教職第194号） ・「教育公務員特例法第20条第2項の規定に基づく研修（職専免研修）についてのQ&Aについて」 （平成13年7月6日 教職員課長 13教職第211号）

<p>Q</p>	<p> 職免 による研修と 研修 による研修の違いはどのような点ですか。 </p>
<p>A</p>	<p> 公務員には職務専念義務があり、法律または条例に特別の定めがある場合を除いて、勤務時間中は職務に専念する義務があります。（地方公務員法35条） </p> <p> 職務専念義務の免除は教職員の服務に関することですので、その許可は原則として市町村の教育委員会が行うこととなります。その内容は、各市町村の「県費負担教職員の職務に関する義務の特例に関する規則」に定められています。 </p> <p> ところが教員については、研修が職務遂行の不可欠の要件であるところから、教特法22条2項に研修奨励の具体的措置として特例を認めています。この条項が地公法35条にいう「法律の定め」に相当するので、教員については、一般公務員のように、「条例の特別の定め」を待つまでもなく、本属長（通常は校長）の承認があれば、職務専念義務を免除され、勤務場所である学校を離れて研修を行うことができるのです（いわゆる「職専免研修」で、出勤簿上の表示は 研修 ）。 </p> <p> 教特法22条2項は、「授業に支障のない限り」とありますので、授業や本務（会議、校務分掌関係業務など）のつまっている課業期間中に「職専免研修」を申し出たとしても承認を得ることは難しいと思われます。その場合は、各市町村教育委員会の「県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則」による職免（出勤簿上の表示は 職免 ）を申請することとなりますが、その内容は「職務上の教養に資する講習、講義等を受講する場合」でなければなりません。 </p> <p> いずれの場合も、教員にとっての研修の重要性を理解するとともに校長の適切な判断が求められるところです。 </p>
<p> 根拠法規 及び 通知文書 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員特例法 第21条 第22条 ・地方公務員法 第35条 第39条 ・四万十市の「県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則」 （四万十市の例を挙げていますが、各市町村の条例を確認してください）

根拠となる法令等

教育公務員特例法

(研修)

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

(研修の機会)

第22条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

地方公務員法

(職務に専念する義務)

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(研修)

第39条 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 前項の研修は、任命権者が行うものとする。

四万十市立学校教職員の服務に関する規則

(研修)

第7条 教員は、教特法第22条第2項の規定により、研修を受けようとするときは、あらかじめ研修の日時及び場所並びに研修の内容を明示した研修承認申請書を校長に提出しなければならない。

県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

(四万十市教育委員会規則第19条)

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1号及び第2号の規定する場合を除くほか、県費負担教職員があらかじめ四万十市教育委員会又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができるときを次のように定める。

(5) 当該県費負担教職員の職務上の教養に資する講習、講義等を受講する場合

各県立学校長 様

高知県教育長

長期休業期間中の服務規律の確保及び教育公務員特例法第20条
第2項の規定に基づく研修の取扱いについて（通知）

教職員の服務規律の確保については、日頃から十分配慮され、所属職員への指導とその徹底に努めていただいていることと思います。

現在、県をあげて取り組んでいます「土佐の教育改革」を更に前進させるためには、今まで以上に教職員の姿勢や学校の在り方を見つめ直し、県民の信頼を得ることによって学校に対する理解と支援を求めていかなければなりません。

そのためには、教職員の服務規律の確保が大切です。中でも、長期休業期間中の教職員の服務は、課業期間中と同様に勤務場所における勤務が原則であります。教員（実習助手、寮母を含む。）については、教育公務員特例法（以下「教特法」という。）第20条第2項の規定に基づく研修いわゆる「職専免研修」などがあり、県民からは理解し難い面があります。

このため、高知県立学校職員服務規程を別添のとおり改正し、職専免研修については下記2より取り扱うことにしましたので、長期休業期間中の服務規律の確保も含めて所属教員へ周知のうえ指導を願います。

また、各学校において実施する校内研修など職務研修の充実と教員の自主研修の活性化を図り、教員の資質・指導力向上に努めてください。

なお、これに伴い、平成9年3月3日付け8教高第1298号教育長通知「教育公務員特例法第20条第2項の規定に基づく研修の取扱いについて」は、廃止します。

記

1 長期休業期間中の服務について

- (1) 長期休業期間中も、教職員の勤務は課業期間中と同様、勤務場所における勤務が原則である。
- (2) 教員が勤務場所を離れるとき、それが職務か、休暇か、それとも職専免研修かなど明確にしておく必要がある。
- (3) 研修は、教員の資質向上を図るうえで重要な位置を占めており、その機会の確保に努めなければならない。そのためにも、職専免研修は長期休業期間を有効に利用するなどして積極的に実施させなければならない。

- (4) 長期休業期間中は、夏期特別休暇や年次有給休暇の取得の促進を図り、教職員の健康増進や公務能率の向上に努めることが大切である。

2 職専免研修について

(1) 職専免研修の意義

教特法第20条第2項の規定は、教員の職責遂行上、研修が不断に行われる必要があることに照らして特に設けられたものである。

勤務時間中であっても授業等校務に支障がないことを前提に、教員が勤務場所を離れて自主的に研修を行うことができるよう、一定の要件のもとに職務専念義務を免除するものである。そして、その間は勤務したと同様有給の取扱いがなされる。

これらのことから、教員が自主的に企画するものといえ、職務研修に準ずる内容を持つことが要求される。

(2) 職専免研修の承認手続

ア 教員は、職専免研修を希望する場合、研修承認申請書（服務規程別記第6号様式）を1週間前までにその研修内容ごとに提出し、校長の承認を受けなければならない。

研修内容は、研修のテーマ、目的及び研修成果の活用の方策等について具体的に記載しなければならない。

イ 教員は、自己以外が企画又は実施する研究会等に参加して研修する場合は、その内容を明らかにする文書を添付しなければならない。

ウ 教員は、承認を受けた研修の内容等を変更する必要があるときは、速やかに変更しようとする内容を届け出て、校長の承認を受けなければならない。
（研修承認申請書を準用）

(3) 職専免研修の承認にあたっての留意事項

ア 職専免研修の承認は、授業等校務に支障がなく、その教員の職務遂行と密接に関連し、資質・指導力向上につながり、児童生徒に研修成果を還元できるものであって、かつ、社会的に見て妥当性の認められるものかどうか判断した上で行うことが必要である。

イ 自宅研修についても、教員が実際に研修を行っていることが必要であり、自宅研修に名を借りての自己用務や休養は、教特法第20条第2項の趣旨を逸脱した行為であることを教員に指導する。

(4) 研修報告書の提出

ア 教員は、研修終了後、研修報告書（服務規程別記第7号様式）を原則として1週間以内に提出しなければならない。

イ 校長は、必要に応じて研修成果の詳細について報告を求めることができる。

(5) 研修承認の取消し

校長は、研修報告書の内容が承認した研修の内容と異なり承認の要件を満たさない場合、教員が研修成果の詳細について報告をしない場合又は研修報告書を提出しない場合は、教員から事情を聴取したうえで、研修の承認を取り消すことができるものとする。

内容現在2006/3/31

13教職第211号

平成13年7月6日

各県立学校長様

教職員課長

教育公務員特例法第20条第2項の規定に基づく
研修（職専免研修）についてのQ&Aについて

職専免研修の取扱いについては、平成13年6月29日付け教育長通知「長期休業期間中の服務規律の確保及び教育公務員特例法第20条第2項の規定に基づく研修の取扱いについて（13教職第194号）」により通知したところですが、的確な運用を図るため別添のとおりQ&Aを作成しましたので参考にしてください。

各県立学校長様

高知県教育長

教育公務員特例法第22条第2項の規定に基づく研修について（通知）

標記の研修（いわゆる「職専免研修」）の意義、承認手続及び留意事項等については、別添の平成13年6月29日付け13教職第194号教育長通知（以下、「通知」という。）で示したところですが、承認にあたって各学校における承認の基準に大きな差異が生じないように、平成14年度から「夏季休業期間中における公立学校教員研修状況調査及び勤務時間中の組合活動等の実態把握調査」をとおして研修の内容等の状況を確認しています。

本年度も、職専免研修が一層適正に実施されるよう、昨年度に検討した調査事例を下記のとおりお知らせします。

今後とも、職専免研修の承認にあたっては、県民から信頼を得、学校に対する理解と支援を深めていくため、通知「2職専免研修について」の（2）及び（3）並びにQ&A（平成13年7月6日付け13教職第211号）に基づき、申請書に研修の目的・内容・成果の活用方法等が具体的に記載されるよう指導する等、充分配慮してください。

記

1.研修の一部が非該当とされる事例

事 例	対 応
参加するための移動時間が1時間程度であると推定され、午前9時30分から午後12時30分に開催される研修会について、研修期間を午前8時30分から午後5時15分までとする申請があった。	研修期間を、午前8時30分から午後1時30分までに短縮して承認し、午後1時30分以降については、所属校での勤務か年次有給休暇で対応する。

2.その他の事例

事 例	対 応
研修会は勤務時間外に行われるが、その研修会に参加するための移動時間が勤務時間内であるとき、その勤務時間に該当する時間帯のみを承認するよう申請があった。	承認は研修に対して行われるものであって、移動時間のみを承認することはできないので、年次有給休暇で対応する。

教育公務員特例例法第22条第2項に基づく研修（職専免研修）についてのQ&A
（平成22年度改訂版）

1 教特法第22条第2項に基づく研修(職専免研修)を承認する際の要件は何ですか。

授業等校務に支障がないものであって、下記の(1)、(2)の要件をすべて満たすもの

- (1) 担当教科、生徒指導、ホーム指導や校務分掌など職務遂行と密接に関連し
 - ア 教員の資質・指導力向上につながるもの
 - イ 児童生徒に研修成果を還元できるもの
- (2) 社会的に見て妥当性のあるもの

2 県の教育センターの研修や大学等の実施する開放講座に参加する場合の服務はどうなりますか。

- (1) 研修内容が教員の職務と密接な関係にあり、職務遂行上も有益であって、さらに校務に支障のない場合は、職務として研修を命ずることになります。（職務研修で出勤簿上「出張」の取扱い）
- (2) (1)に該当しないものの、このQ&Aの問1（以下「問1」という。）の要件を満たしている場合は、職専免研修として承認することができます。（出勤簿上「研修」の取扱い）

3 教員の資質・指導力の向上を目的とし、自発的に報酬なしで社会に貢献する活動を行う場合の服務はどうなりますか。

- (1) 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の第12条別表19に該当する社会に貢献する活動を行う場合は年間5日を超えない範囲で特別休暇の扱いとなります。
- (2) 長期休業中などに行われるもので、「問1」の要件を満たしていると判断すれば承認も可能です。
教員には社会性や一般常識も求められており、研修の目的・内容・成果の活用方策を具体的に書くよう指導した上で、精査し判断することが必要です。

4 長期休業日について、授業等に支障がないとして、一括して職専免研修を承認することができますか。

長期休業中であっても教員は勤務に服すべき義務があります。安易に一括して承認することは不適切であり、校長が校務運営や研修計画等を十分ふまえて、研修に値するものについて承認を与えていくことが必要です。

5 教研集会等職員団体の活動として実施するものへ参加する場合の服務はどうなりますか。

職員団体主催の教研集会へ参加することは、とりも直さず組合活動としての教研集会の成立及び運営に係わることになるので、これに参加することは職員団体のための活動を行うことと判断されます。

勤務時間が割り振られている場合は、年次有給休暇として取り扱うことになります。

- 6 個人的な見識を高める（語学研修・現地体験）という目的で、海外旅行のツアーに参加する場合、職専免研修を承認することができますか。

研修の目的、内容、成果の活用方策などを精査して、「問1」の要件を満たしているか否かを判断してください。
旅行中の観光部分は休暇として取り扱うことになります。

- 7 共済組合が実施する「健康管理講座」や「カルチャー教室」に参加する場合、職専免研修を承認することができますか。

厚生事業計画による「人間ドック」などの事業に参加する場合のサービスについては、平成20年6月13日付け20高総福第223号（県費負担教職員については、平成20年6月20日19高教政第340号で準ずる取扱い）で、特別休暇として取り扱うこととして通知しているところですが、この通知文にない「健康管理講座」や「カルチャー教室」については、組合員個人の生活習慣の改善をはかるものであり、従来どおり年次有給休暇として取り扱うこととなります。

- 8 芸術の教員以外の教員が絵、習字、楽器の練習など、自分の教科と異なる内容で職専免研修の申請を出してきた場合、職専免研修を承認することができますか。
また、中央研修では歌舞伎の観劇なども研修に含まれていると聞きますが、例えば数学の教員が美術館巡りを研修として申請した場合、職専免研修を承認することができますか。

中央研修のメニューは、自主的に企画した観劇とは性格を異にします。
個人の趣味と判断される場合は、研修とは認められません。
研修の目的、内容、成果の活用方策などを精査して、「問1」の要件を満たしていると判断すれば承認も可能です。

- 9 地域の行事に参加する場合のサービスはどうなりますか。

学校と関連のある行事で、学校の職員の立場で参加する場合は職務として取り扱うこととなります。
それ以外で個人的に参加するものについては、休暇として取り扱うこととなります。

- 10 家事の手伝いが該当教員の専門性に合致している場合、例えば、農業高校の専門教員が自宅で農業に従事する場合や家庭科の教員が調理などの家事に従事する場合など、職専免研修の承認ができるでしょうか。

家庭での仕事は、生活そのもので自己（家庭）のための用務であり、研修とは認められません。

- 11 体育の教員が体力アップを理由にして、スポーツへ参加する場合、職専免研修の承認ができるでしょうか。

個人的な理由で参加する場合は職専免研修として承認することは不適切です。

12 部活動指導を午後2時まで行った後、帰宅することとしました。この場合、サービスの取扱いはどうなりますか。

平日の勤務時間は、1日7時間45分ですので、年次有給休暇等適切な対応が必要です。

13 勤務地を離れての研修で、家族を伴う場合、サービスの取扱いはどうなりますか。

家族旅行は一般に研修として認められません。（社会的に認められません。）
単に家族を伴うということのみで判断はできませんが、研修の目的、内容、成果の活用方策などが「問1」の要件を満たし、その研修が実施できるかどうかの判断が必要となります。

14 研修で年次有給休暇に相当する時間と本来の研修の時間が混ざる場合、サービスの取扱いはどうなりますか。

明確な判断ができない場合は休暇での対応をすべきです。
但し、実施要項等で研修の時間が確認できる場合は、研修目的、内容、成果の活用方策などを精査して、「問1」の要件を満たしていると判断すれば、その時間に限って職専免研修として承認することも可能です。

15 研修会に参加するための移動時間のサービスの取扱いはどうなりますか。

勤務時間内に行われる研修に参加するために必要と判断される移動時間については、その移動時間を研修期間に含め承認することができます。

[事例1]

内 容	対 応
参加するための移動時間が1時間必要であると判断され、午前9時30分から午後0時30分に開催される研修会について、研修期間を午前8時30分から午後5時15分までとする申請があった場合	研修期間を午前8時30分から午後1時30分までに短縮して承認し、午後1時30分以降については、所属校での勤務か年次有給休暇で対応する。

[事例2]

内 容	対 応
研修会は勤務時間外に行なわれるが、その研修会に参加するための移動時間が勤務時間内であるとき、その勤務時間に該当する時間帯のみを承認するよう申請があった場合	承認は研修に対して行われるものであって、移動時間のみを承認することはできないので、年次有給休暇で対応する。

16 教員免許更新講習を受講する際のサービスの取扱いはどうなりますか。

教員免許状の更新講習の受講は、個人の資格に係るものであることから、研修として位置づけることはできませんが、服務監督者の判断で授業等職務上の支障が無いことを前提に、職務専念義務を免除することは可能です。

<p>Q</p>	<p>「職務専念義務」は、どのような場合に免除されるのでしょうか。</p>
<p>A</p>	<p>公務員には職務に専念する（従事する仕事に全力を尽くす）義務がありますが、法律又は条例に特別の定めがあるときは、学校運営に支障のない範囲でその義務が免除されます。これを「職専免(職免)」といいます。</p> <p>なお、ここでいう特別の定めについては、国の法令や都道府県の条例に基づいて、各市町村条例で規定されています。</p> <p>「職専免」には、地教委へ申請して承認を得るものと、学校長の専決で与えられる場合があります。「職専免」を与えるかどうかは、地教委又は学校長が校務運営の状況等を考慮して判断することになります。法律や条例に規定があるからといって、無制約に認められるものではなく、あくまでも授業をはじめとする学校運営に支障のない範囲内で認められるものです。</p> <p>学校において「職専免」が認められる場合の、よくある事例には以下のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法で定められている通信教育のスクーリング ・教育職員免許法認定講習 ・校長・教頭任用候補者選考審査 ・教員採用試験の受験日及び当該試験に必要な健康診断の受診 等 <p>加えて、平成16年4月1日より、定期検診及び人間ドックの受診結果に基づいて再検査又は精密検査を受ける場合には、職員の健康保持・増進を支援する観点から職専免が認められることになりました。</p> <p>※上記の説明は狭義に「職専免」を捉えた場合です。(出勤簿に職免と表示する) 広義に「職専免」を捉えると下記の勤務態様も職務専念義務免除に該当します。 ○有給職免には、休職、育児休業、公務災害、研修、兼職兼業、休暇（年休・病休・特休等）が含まれます。 ○無給職免には、停職、専従休職等が該当します。</p>
<p>根拠法規 及び 通知文書</p>	<p>◎地方公務員法第35条（職務に専念する義務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法第38条1項及び2項（営利企業等の従事制限） ・地方公務員法第55条の2（職員団体のための職員の行為の制限） ・教育公務員特例法第17条（兼職及び他の事業等の従事） ・教育公務員特例法第22条2項（研修の機会） <p>※以下は四万十市の例を挙げています。各市町村の条例を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務に専念する義務の特例に関する条例第2条 <四万十市条例第44号> ・県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条 <四万十市教育委員会規則第5号>

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

職員の職務に専念する義務の免除について（通知）

妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があり、休息又は補食（以下「休息等」という。）を必要とする場合については、職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年高知県人事委員会規則第1号）第2条第13号に該当するものとして、職務専念義務を免除することとしますので、下記の点に留意のうえ適切な運用をしてください。

記

1 手続き

（1）職免の手続きは、別紙記載例を参考のうえ、あらかじめ市町村（学校組合）教育長に提出すること。

（2）妊娠していることの確認は、医師の妊娠証明書又は母子保健法に定める母子健康手帳の提示により行うこととし、休息等が必要であることの確認は、医師等からの指導事項に関する当該職員の申出によるものとする。

なお、その際には、職員のプライバシーの保護に十分留意すること。

（3）職免の承認を受けた期間中に、実際に休息等をとりようとする場合は、管理簿（別紙様式例参照）によって、そのつど所属長の確認を受けること。

2 運用上の留意事項

（1）職務専念義務の免除の承認は、母子保健法に規定する保健指導又は健康診査に基づく医師等の指導事項に基づいて行うこと。

医師等の指導がない場合や不明確な場合で所属長が必要と認めたときは、当該職員を通じて医師等に指導事項を確認すること。

（2）妊娠に関連する疾病により療養が必要な場合や、つわり・悪阻等の妊娠障害

により勤務することが著しく困難である場合には、従来どおり病気休暇や妊娠障害休暇の対象となるものであること。

(3) 職務専念義務が免除される時間は、医師等から必要な時間についての指導があった場合はその時間とし、ない場合は休息等のために必要と認める時間とすること。

(4) 休息等は、正規の勤務時間の途中にとるものとする。

なお、当該職員が休暇等によって勤務しないことを承認されている場合には、その時間に連続して休息等をとることはできないものであること。

(5) 職務専念義務が免除された職員は、原則として職場内において休息等をとるものとする。

職場外において休息等をとることや、補食に必要なものを職場外に買いに行くこと等は、やむを得ない事情がある場合を除き認められないものであること。

(6) 流産等により妊娠の事実が消滅した場合は、その旨を速やかに届け出るものとする。

(7) 妊娠中の女性職員については、業務に支障がありやむを得ない場合を除き、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」第4条で定められている休息時間についても、付与するよう特に配慮すること。

3 施行日

この職免の取扱いは、平成10年4月1日から施行すること。

(記載例)

- 1 行先 職場内
- 2 理由 業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があり、休息又は補食を必要とするため
- 3 期間 令和〇年〇月〇日 から
令和〇年〇月〇日 まで
の間に休息又は補食を必要とする時間

(職務に専念する義務の特例に関する 条例規則 第2条第14号に該当)

(注)

「期間」欄… 妊娠の期間中で休息等を必要とする期間とし、必要な場合には、産前休暇に入る日の前日までの期間を一括して、あらかじめ申請することができる。
なお、医師等から1日当たりの必要な時間についての指導があった場合には、併せてその時間数を記載すること。

(管理簿様式例)

休息等に関する職務専念義務免除管理簿

所属		氏名	
----	--	----	--

月	日	時	間	時間数	本人印	所属長 確認印
月	日	時	分から 時 分まで	分		
月	日	時	分から 時 分まで	分		

20高教政第512号

平成20年7月31日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

教育免許更新に係る免許状更新講習を受講する教職員の
サービスの取扱いについて（通知）

「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）」等により、平成21年4月1日から教員免許更新制が施行されることとなりました。

当制度の施行に伴い、原則として現教職員は、所定の修了確認期限までに免許状更新講習を受講し、その修了確認を受けることが義務化されます。

この免許状更新講習は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものであり、免許状更新講習の受講は、教育職員としての資質の向上に資するものであることから、当該更新講習の受講に係るサービスの取扱いについては、別添の写しのとおり県立学校長あてに通知しました。

つきましては、貴所管の教職員の取扱いについても、これに準じた取扱いをしていただきますようお願いいたします。

20高教政第512号

平成20年7月31日

各県立学校長 様

高 知 県 教 育 長

教育免許更新に係る免許状更新講習を受講する教職員の
サービスの取扱いについて（通知）

「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）」等により、平成21年4月1日から教員免許更新制が施行されることとなりました。

当制度の施行に伴い、原則として現教職員は、所定の修了確認期限までに免許状更新講習を受講し、その修了確認を受けることが義務化されます。

この免許状更新講習は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

については、免許状更新講習の受講に係るサービスの取扱いは、「職務に専念する義務の特例に関する規則」第2条第5号に該当するとしましたので通知します。

なお、免許状更新講習受講に当たっては、受講に係る移動時間も含めて職務に専念する義務を免除できるものとしますが、その受講にあたっては、2年間の受講期間内において職務上の支障がないように各大学等の開講状況を確認し、適切な受講計画に基づいて受講するよう指導願います。

なお、本年度に実施される制度施行前の予備講習の取扱いについても、上記と同様の取扱いとします。

<p>Q</p>	<p>学校長専決の「職専免」は、どのような場合に与える事ができますか。</p>
<p>A</p>	<p>教育職員については、原則として、①平日における正規の勤務時間外の勤務 及び ②休日等における正規の勤務時間中の勤務（⇒以下、まとめて「時間外勤務」といいます）は命じないものとされています。</p> <p>但し、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（高知県条例第40号）第6条2項に挙げられている4つの項目に該当する業務について、やむを得ず時間外勤務を命ぜられた場合には、学校長専決で職専免を与えることができます。</p> <p>取扱いについては以下のとおりであり、学校長が職専免を認めた後、学校日誌に記入し出勤簿を処理します。</p> <p>①平日における正規の勤務時間外の勤務 ⇒時間外勤務による疲労のため休養を要すると認められるものには、その勤務が終了した日又はその翌日に、疲労回復に必要と認める時間、職免を与えることができる。</p> <p>②休日等における正規の勤務時間中の勤務 ⇒当該勤務日の翌日から7日以内に、当該勤務時間に相当する時間の範囲内で、時間単位で職免を与えるものとする。 （※代休日を指定された場合は該当しません）</p> <p>学校長専決の「職専免」が認められる場合の事例として、次のようなことが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行の帰校時間が、交通渋滞等のため予定よりもかなり遅れた場合 ・緊急に話し合わなければならないことがあり、職員会議が著しく長時間に及んだ場合
<p>根拠法規 及び 通知文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例第6条・第7条 <p style="text-align: right;">＜高知県条例第40号＞</p> ・四万十市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第30条（校長の専決） <p style="text-align: right;">＜四万十市教育委員会規則第14号＞</p> <p>（四万十市の例を挙げていますが、各市町村の条例を確認してください）</p>

根拠となる法令等

地方公務員法

(職務に専念する義務)

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(営利企業等の従事制限)

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

(交渉)

第55条 地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあった場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

(中 略)

8 本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができる。

(職員団体のための職員の行為の制限)

第55条の2 職員は、職員団体の業務にもっぱら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもっぱら従事する場合は、この限りでない。

教育公務員特例法

(兼職及び他の事業等の従事)

第17条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に対する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。）の教育委員会。第23条第2項及び第24条第2項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

(研修の機会)

第22条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

四万十市条例第44号 職務に専念する義務の特例に関する条例

(WEBサイト 四万十市例規集)

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ任命権者（市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)については、教育委員会とする。)又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、市長が定める場合。ただし、県費負担教職員については、教育委員会が定める場合とする。

四万十市教育委員会規則第5号

県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

(WEBサイト 四万十市例規集)

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1号及び第2号に規定する場合を除くほか、県費負担教職員があらかじめ四万十市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる場合を次のように定める。

- (1) 市又は県の特別職の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- (2) 当該県費負担教職員の職務に関連のある国又は他の地方公共団体の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- (3) 市の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる公共的団体等の役員又は職員の地位を兼ね、その地位に属する事務に従事する場合
- (4) 国若しくは地方公共団体の機関、学校又は公共団体等の委嘱を受けて講習、講義等を行う場合
- (5) 当該県費負担教職員の職務上の教養に資する講習、講義等を受講する場合
- (6) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学の通信教育を受ける者が所定の授業科目の単位数を修得するため面接授業を受ける場合
- (7) 教育又は研究のため他の事業又は事務に従事する場合
- (8) 国又は地方公共団体が行う当該県費負担教職員の職務に関連のある試験を受ける場合
- (9) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、若しくは法第49条の2の規定により不利益処分に關し審査の請求をし、又はこれらの審理のため県人事委員会の要求を受けて出頭する場合
- (10) 職員団体の代表者として法第53条第6項の規定による口頭審理に出頭する場合
- (11) 職員団体の代表者として法第55条第8項の規定により県の当局と交渉する場合
- (12) 法第55条第11項の規定により県の当局に対し不満を表明し、又は意見を申し出る場合
- (13) 職員団体の運営のため、特に必要と認められる会合又は業務に参加する場合
- (14) 公立学校教職員選考審査試験の受験日及び当該試験に必要な健康診断を受ける場合
- (15) その他前各号に準ずる特別の事情がある場合

高知県条例第40号

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例 (WEBサイト 高知県例規集)

(教育職員の正規の勤務時間外の勤務等)

第6条 教育職員(管理職手当を受ける者を除く。次項において同じ。)については、正規の勤務時間(公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第46号)第3条から第6条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間外の勤務をいい、休日等(給与条例第18条の2の規定により休日勤務手当が教育職員以外の職員に対して支給される日をいう。次条第1項において同じ。))における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。)は命じないものとする。

2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次の各号のいずれかの業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- (3) 教職員会議に関する業務
- (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

(休日勤務等の代替の職務専念義務免除)

第7条 任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する教育職員については、その所属する市町村(市町村の組合を含む。))の教育委員会とする。次項において同じ。)は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教育職員(公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第11条第1項の規定により代休日を指定され、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した者を除く。)には、当該勤務日の翌日から7日以内に当該勤務時間に相当する時間の範囲内で1時間を単位として職務に専念する義務を免除するものとする。

2 任命権者は、正規の勤務時間をこえる勤務を命ぜられた教育職員であって、その勤務による疲労のため休養を要すると認められるものには、その正規の勤務時間をこえる勤務が終了した日又はその翌日に、疲労回復に必要と認める時間、職務に専念する義務を免除することができる。

四万十市教育委員会規則第14号

四万十市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 (WEBサイト 四万十市例規集)

(校長の専決事項)

第30条 校長の専決事項は、別に定めのあるものを除き、次のとおりとする。ただし、専決事項であっても、教育長が特に指示する場合は、この限りでない。

- (4) 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例(昭和46年高知県条例第40号)第7条第1項及び第2項に規定する教職員の職務に専念する義務の免除に関すること。

<p>Q</p>	<p>職員が勤務時間内に献血に協力する場合の服務上の取り扱いは、どのようになりますか。</p>
<p>A</p>	<p>下記の鑑文書による高知県教育長からの通知文書「16高教職第682号」により、日本赤十字社高知県赤十字血液センターが実施する献血事業に、同センター、高知県職員献血協力会又は各保健所の要請により協力する職員に対して、必要な時間の職務専念義務を免除することができます。</p> <p>詳細は、別紙（次頁より記載）通知文書により確認してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">16高教職第682号 平成16年9月27日</p> <p style="text-align: center;">各市町村（学校組合）教育長 様</p> <p style="text-align: right;">高 知 県 教 育 長</p> <p style="text-align: center;">献血への協力と服務上の取扱いについて（通知）</p> <p>県立学校に勤務する職員が、献血事業に協力する場合の服務上の取扱いについて、平成16年10月1日から別添（写）のとおり取り扱うこととしましたので、貴所管の職員についてもこれに準じた取扱いをしていただきますようお願いします。</p> </div>
<p>根拠法規 及び 通知文書</p>	<p>・「献血への協力と服務上の取扱いについて（通知）」 （平成16年9月27日 高知県教育長 16高教職第682号）</p>

根拠となる法令等

16高教職第682号

平成16年9月27日

各県立学校長 様

高知県教育長

献血への協力と服務上の取扱いについて（通知）

職員が献血に協力し、医療用血液を率先して提供することは、県の衛生行政の推進と県民の福祉の向上に資するものであることから、県では、日本赤十字社高知県赤十字血液センターが実施する移動献血の受け入れを行うとともに、職員の積極的な協力を呼びかけてきたところです。

しかしながら、現状では、県内で使用されている輸血量を全て県内の血液でまかなうことができず、他県からの需給調整に頼っている状態であり、今後の少子高齢化社会の進展に伴い、献血が可能な世代が、より一層積極的に献血に協力することが求められています。

つきましては、所属職員の献血への協力に一層の配慮をお願いします。

また、職員が勤務時間内に献血に協力する場合の服務上の取扱いにつきましては、必要な時間の職務専念義務を免除することとし、下記のとおり取り扱うこととしたので、適切な運用をしてください。

記

1 職務専念義務を免除する職員の範囲

日本赤十字社高知県赤十字血液センターが実施する以下の献血事業（全血献血、成分献血）に、同センター、高知県職員献血協力会又は各保健所の要請により協力する職員（臨時的任用職員を含む。）

- （1） 移動献血車が学校の近隣にある市町村庁舎等で献血を実施しているときに、市町村または各保健所から学校に献血への協力要請があった場合
- （2） 高知県赤十字血液センターが、血液を緊急に必要とする場合に職員に要請して同センター本町出張所（通称：献血ルーム「ハートピアやまもも」（以下、「ハートピアやまもも」という。））において実施する献血

2 職務専念義務の免除の手続

- (1) 献血に協力しようとする職員は、あらかじめ学校長の承認を受けるものとする。この承認は口頭で差し支えない。
- (2) 職務専念義務を免除する時間は、献血に必要な時間（献血が実施される場所への往復に要する時間も含む。）とする。
- (3) 職務専念義務の免除を承認された職員は、献血終了後、管理簿（別紙）に献血に要した時間等を記入し、学校長の確認を受けるものとする。
- (4) 学校長は、(3)により確認した時間で出勤簿の整理を行う。管理簿は各学校で保管する。

3 施行日

この取扱いは、平成16年10月1日から施行する。

4 その他

職務専念義務を免除する時間に発生する事故については、公務災害の対象となりませんので、注意してください。

また、献血実施場所への移動には、業務ではないことから、公用車の使用はできません。

(別紙)

献血事業への協力のための職務専念義務免除管理簿

学校名：

実施年月日	職名	氏名	実施場所 (いずれかに○)		要した時間 (時間数)	学校長 確認印	出勤簿 整理
			移動献血車	ハートピア やまもも			
					～ ()		
					～ ()		
					～ ()		
					～ ()		
					～ ()		
					～ ()		
					～ ()		
					～ ()		
					～ ()		
					～ ()		
					～ ()		
					～ ()		
					～ ()		
					～ ()		
					～ ()		

<p>Q</p>	<p>1. 市町村の教育委員会の実施する定期健康診断を受診する場合の取り扱いはどうなりますか。また、その結果に基づいて再検査や精密検査を受診する場合の取り扱いはどうなりますか。</p> <p>2. 期間が6日を超えない病気休暇を請求する場合は、休暇承認簿に記入するだけでいいですか。</p>
<p>A</p>	<p>①について 職員は、法（労働安全衛生法第66条）により健康診断を受診する義務があります（下記の関連通知文書参照）。その取扱いは、職務であり「出張又は校外勤務」となります。また、その結果に基づく再検査や精密検査の受診は、「職免」により職務専念義務を免除されますので、教育委員会の承認を得てください。</p> <p>②について 病気休暇を請求する場合は、「必ず医師の診断を受け、疾病、負傷の認定及び療養期間の指定を受けなければならない。」とされていることから、期間が6日を超えない場合も、医療機関の受診に係る書類（医療機関のレシート、薬袋、診療カード等）を提示しなければなりません。あわせて、医師の診断した疾病又は負傷の内容及び指定された療養期間等も、校長に報告する必要があります。</p>
<p>根拠法規 及び 通知文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康診断受診に係る服務及び病気休暇の取扱いについて（通知）」 （平成16年3月30日 高知県教育長 15高教職第1550号） ・「健康診断受診に係る服務及び病気休暇の取扱いについて（通知）」 （平成18年6月23日 高知県教育長 18高教職第330号）
<p>関 連 通知文書</p>	<p style="text-align: right;">13教体第769号 平成14年3月12日</p> <p>各市町村（学校組合）教育長 様</p> <p style="text-align: right;">高知県教育委員会事務局 体 育 保 健 課 長</p> <p style="text-align: center;">平成14年度健康診断の実施について（通知）</p> <p>このことにつきまして、学校保健法及び労働安全衛生法の規定に基づき、別紙「健康診断の実施要項」に留意の上、円滑に実施してください。</p> <p>なお、職員については、労働安全衛生法に基づく衛生管理者又は衛生推進者を置き、労働安全衛生の推進に努めてください。</p> <p>（中 略）</p> <p>2. 職員の健康診断</p> <p>（1）学校保健法及び労働安全法に基づき、適正に実施すること。 労働安全衛生規則及び学校保健法施行規則の一部改正が平成11年1月1日より施行されていますので、留意のうえ実施すること。</p> <p>（2）実施上の留意事項</p> <p>① 市町村住民検診及び他の事業所検診と併せて実施する場合等、勤務地を離れて実施する場合は、連絡調整を十分行い、授業への支障等の理由によって職員が受診しないことがないように配慮した計画とすること。</p> <p>② 職員には法（労働安全衛生法第66条）により健康診断を受診する義務がある旨を周知し、受診率の向上につとめること。</p> <p>（後 略）</p>

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

健康診断受診に係る服務及び病気休暇の取扱いについて（通知）

県立学校に勤務する職員の健康診断受診に係る服務及び病気休暇の取扱いについて、平成16年4月1日から下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴所管の教職員についてもこれに準じた取扱いをしていただきますようお願いします。

なお、参考までに県立学校長あての通知（写）を添付します。

記

1 健康診断に係る服務について

（1）新たな取扱いの内容

職員が定期健康診断等を受診し、その結果に基づいて再検査又は精密検査（以下「精密検査等」という。）を受診する場合は、これまで年次有給休暇等で対応することとしてきたが、職員の健康保持・増進を支援する観点から、職務専念義務を免除することとした。

（2）注意事項

ア 特別休暇により人間ドック等（公立学校共済組合高知支部が実施する人間ドック、脳ドック、婦人検診及び「心と体の健康づくり」をいう。イについて同じ。）を受診する場合は職務専念義務を免除され精密検査等を受診する場合は、職務でないことから、旅費を支給しない。

イ （1）の服務取扱いは、学校の設置者が実施する健康診断及び人間ドック等の受診と受診後の精密検査等について適用するものであり、職員が自己の判断で医療機関を受診する場合には適用されない。

ウ 精密検査等の結果、治療を要すると判断された者（病名が確定した者）が医療機関を受診する場合は、病気休暇又は年次有給休暇で対応するものとする。

2 病気休暇に係る事務手続について

（1）新たな取扱いの内容

職員が病気休暇を請求する場合は、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年12月21日 6高人委第281号高知県人事委員委員長通知）」により「必ず医師の診断を受け、疾病、負傷の認定及び療養期間の指定を受けなければならない。」とされていることから、病気休暇の期間が6日を超

えない場合も、医療機関を受診したことが確認できる書類の提出を求めることとした。

(2) 具体的な事務手続

ア 病気休暇を取得した職員から、出勤後、速やかに医療機関の受診に係る書類を提示させるものとする。

イ アに定める提示書類は、医療機関のレシート、薬袋、診療カード、初診時の共済組合員証の写しなど、医療機関を受診した日が判るものであること。

ウ 職員から当該書類が提示されたときは、書類に記載されている受診日等を確認するとともに、職員の健康状態を把握する視点からも、医師の診断した疾病又は負傷の内容及び指定された療養期間等を職員に確認するものとする。

(3) その他

ア 病気休暇の期間が6日を超える場合は、従前どおり医師の診断書を徴したうえで病気休暇を承認することとし、医療機関のレシート等の提出は必要としない。

イ 診断書については、職員のプライバシーへの配慮から、休暇届（承認願）とは別に保管することとする。

ウ 病気休暇期間の「6日」には、週休日及び休日を含むものであること。

各県立学校長 様

高知県教育長

健康診断受診に係るサービス及び病気休暇の取り扱いについて（通知）

平成18年3月30日付け17高福利第306号及び平成18年6月19日付け18高福利第73号により、新たに県立学校職員の健康診断の実施要項の健診内容に「子宮がん・乳腺検診」が追加されました。

つきましては、別紙のとおり「第1 健康診断に係るサービスについて」の「1 サービス取扱基準」の表の検診区分に当該検診を加えましたので通知します。

貴所属の職員に周知を図るとともに、適正な事務処理をしてください。

なお、職員が病気休暇を請求する場合には、従前のとおりです。

平成16年3月30日(15高教職第1550号)の通知文書の「健康診断に係るサービスについて」の部分に、上記のように「子宮がん・乳腺検診」が追加されたため、当初の通知文書の1「サービス取扱基準」の表だけを差し替えました。

(次ページの  が追加の部分です)

各県立学校長 様

高知県教育長

健康診断受診に係る服務及び病気休暇の取扱いについて（通知）

職員が定期健康診断等を受診し、その結果に基づいて再検査又は精密検査（以下「精密検査等」という。）を受診する場合は、これまで年次有給休暇等で対応することとしてきましたが、職員の健康保持・増進を支援する観点から、今後は職務専念義務を免除することにしました。

また、職員が病気休暇を請求する場合は、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」（平成6年12月21日付け6高人委281号人事委員会委員長通知）により、「必ず医師の診断を受け疾病、負傷の認定及び療養休暇の期間の指定を受けなければならない。」とされています。

これらのことから、健康診断及び病気休暇の事務手続について、平成16年4月1日から下記のとおり取り扱うこととしましたので、所属職員に周知するとともに、適正な事務処理に努めてください。

記

第1 健康診断に係る服務について

1 服務取扱基準

検診区分		一次検診	再検査・精密検査	要治療者
採用時健康診断		職務 (注1)	職務専念義務を免除する。(注3)	左記検診の結果、治療を要すると診断された者（病名が確定した者）が医療機関を受診する場合は、病気休暇又は年次有給休暇で対応するものとする。
定期健康診断 (一般検診、胸部X線検診及び胃検診)				
子宮がん・乳腺検診 (高知県立学校職員の健康診断の実施要項に定めるもの)				
人間ドック等	人間ドック	特別休暇 (注2)	職務	
	脳ドック			
	婦人検診			
	「心と体の健康づくり」 (THP:トータルヘルスプロモーション)			
VDT検診	一次検診	(注4)	職務	
	二次検診	職務		
特別健康診断 (特殊作業等に従事する職員の検診であって、高知県立学校職員の健康診断の実施要項に定めるもの)		職務		

注1 胸部X線検診については、各学校が契約した医療機関で行う直接撮影までを職務とする。

注2 「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年人事委員会規則第46号）」第12条第1項の表（8）に定める特別休暇

注3 「職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第3号）」第2条第2号に規定する「厚生に関する計画の実施に参加する場合」に該当するものとして、職務に専念する義務を免除する。

注4 問診票判定による。

2 精密検査等に係る職務専念義務免除の手続きについて

- (1) 採用時健康診断、定期健康診断又は人間ドック等の一次検診の結果、精密検査等を受診するよう指示された職員が、勤務日に精密検査等を受けようとする場合には、職務専念義務免除の手続きを取ること。

校長は、職務専念義務免除の承認手続きの後、「職務専念義務免除承認申請書」の写しを福利課に提出すること。

- (2) 職務専念義務を免除する時間は、検診及び結果聴取に必要な時間とし、診療機関への往復時間も含むものとする。
- (3) 職務専念義務を免除され、精密検査等を受診した職員は、受診後すみやかに福利課へ結果を報告すること。

3 注意事項

- (1) 特別休暇により人間ドック等を受診する場合又は職務専念義務を免除され精密検査等を受診する場合は、職務でないことから、旅費を支給しない。
- (2) 上記の服務取扱いは、総括衛生管理者が実施する健康診断及び人間ドック等の受診と受診後の精密検査等について適用するものであり、職員が自己の判断で医療機関を受診する場合には適用されない。

第2 病気休暇に係る事務手続きについて

1 病気休暇の期間が6日を超えない場合

- (1) 病気休暇を取得した職員は出勤後、速やかに医療機関の受診に係る書類を校長に提示すること。
- (2) (1)に定める提示書類は、医療機関のレシート、薬袋、診療カード、初診時の共済組合員証の写しなど、医療機関を受診した日が判るものであること。
- (3) 校長は、職員から当該書類が提示されたときは、書類に記載されている受診日等を確認するとともに、職員の健康状態を把握する視点からも、医師の診断した疾病又は負傷の内容及び指定された療養期間等を職員に確認すること。

2 病気休暇の期間が6日を超える場合

- (1) 従前どおり医師の診断書を徴したうえで病気休暇を承認することとし、医療機関のレシート等の提出は必要としない。
- (2) 診断書については、職員のプライバシーへの配慮から、休暇届(承認願)とは別に保管すること。

3 その他

病気休暇期間の「6日」には、週休日及び休日を含むものであること。

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長
(公 印 省 略)

公立学校職員の病気休暇について（通知）

このことについて、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」の一部が改正（高知県公報第9217号に登載）され、別表第1に定める難病が下記のとおり改められましたので、管内の学校長に周知するとともに、適正な運用をお願いします。

記

1 改正内容

- (1) 別表第1に定める難病に「家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）」外10疾患が加えられたこと。
- (2) 別表第1に定める難病の名称変更
 - 原発性肺高血圧症 → 肺動脈性肺高血圧症
 - 特発性慢性肺血^{そく}栓^{そく}塞^{そく}栓^{そく}症（肺高血圧型） → 慢性血^{そく}栓^{そく}塞^{そく}栓^{そく}性肺高血圧症

2 改正規則の施行日

平成22年2月19日

新 旧 対 照 表

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋）

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋）

別表第1（第11条関係）

別表第1（第11条関係）

ベーチェット病
 多発性硬化症
 重症筋無力症
 全身性エリテマトーデス
 スモン
 再生不良性貧血
 サルコイドーシス
 筋萎縮性側索硬化症
 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎
 特発性血小板減少性紫斑病
 結節性動脈周囲炎
 潰瘍性大腸炎
 大動脈炎症候群
 ビュルガー病
 天疱瘡
 脊髄小脳変性症
 クローン病
 難治性肝炎のうち劇症肝炎
 悪性関節リウマチ
 パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病）
 アミロイドーシス
 後縦靭帯骨化症
 ハンチントン病

ベーチェット病
 多発性硬化症
 重症筋無力症
 全身性エリテマトーデス
 スモン
 再生不良性貧血
 サルコイドーシス
 筋萎縮性側索硬化症
 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎
 特発性血小板減少性紫斑病
 結節性動脈周囲炎
 潰瘍性大腸炎
 大動脈炎症候群
 ビュルガー病
 天疱瘡
 脊髄小脳変性症
 クローン病
 難治性肝炎のうち劇症肝炎
 悪性関節リウマチ
 パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病）
 アミロイドーシス
 後縦靭帯骨化症
 ハンチントン病

新 旧 対 照 表

<p>モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症） ウェグナー肉芽腫症 特発性拡張型（うっ血）心筋症 多系統萎縮性（綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群） 表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型） 膿疱性乾癬 広範脊柱管狭窄症 原発性胆汁性肝硬変 重症急性膵炎 特発性大腿骨頭壊死症 混合性結合組織病 原発性免疫不全症候群 特発性間質性肺炎 網膜色素変性症 プリオン病 肺動脈性肺高血圧症 神経線維腫症 亜急性硬化性全脳炎 バッド・キアリ（Budd-Chiari）症候群 慢性血栓性肺高血圧症 ライソゾーム病 副腎白質ジストロフィー 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体） 脊髄性筋萎縮症 球脊髄性筋萎縮症 慢性炎症性脱髄性多発神経炎</p>	<p>モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症） ウェグナー肉芽腫症 特発性拡張型（うっ血）心筋症 多系統萎縮性（綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群） 表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型） 膿疱性乾癬 広範脊柱管狭窄症 原発性胆汁性肝硬変 重症急性膵炎 特発性大腿骨頭壊死症 混合性結合組織病 原発性免疫不全症候群 特発性間質性肺炎 網膜色素変性症 プリオン病 原発性肺高血圧症 神経線維腫症 亜急性硬化性全脳炎 バッド・キアリ（Budd-Chiari）症候群 特発性慢性肺血栓性肺高血圧症（肺高血圧型） ライソゾーム病 副腎白質ジストロフィー</p>
--	--

新 旧 対 照 表

<p>肥大型心筋症 拘束型心筋症 ミトコンドリア症 リンパ脈管筋腫症（LAM） 重症多形滲出性紅斑（急性期） 黄色靱帯骨化症 間脳下垂体機能障害（PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング症、先端巨大症及び下垂体機能低下症）</p>	
--	--

内容現在2018/1/31

21高教政第1788号

平成22年3月5日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長
(公 印 省 略)

公立学校職員の病気休暇について（通知）

このことについて、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」（以下「人事委員会規則」という。）の一部が改正（高知県公報第9199号に登載）され、病気休暇の期間が別記のとおり改められましたので、管内の学校長に周知するとともに、適正な運用をお願いします。

なお、この改正に伴い既に通知した本件に係る病気休暇等に関する通知については、本通知により改正することとします。

記

1 改正内容（人事委員会規則第11条）

病気休暇のうち、公務又は通勤によらない疾病又は負傷の場合の休暇の期間については、次のとおりとする。

(1) 結核性疾患

引き続き1年以内（教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第14条の適用又は準用を受ける者に係る結核性疾患を除く。）

(2) 人事委員会規則別表第1に定める難病

引き続き1年以内【変更なし】

(3) 公務災害又は通勤災害の請求に当たって、任命権者が公務又は通勤により生じたものであると意見を付した疾病又は負傷

引き続き1年以内【変更なし】

(4) 上記以外の疾病又は負傷

引き続き90日以内

ただし、高血圧症、動脈硬化症、脳血管疾患、虚血性心疾患、肝臓疾患、じん臓疾患、糖尿病、悪性新生物又は精神性疾患にあっては、更に引き続き60日以内で延長することができる。

ア 高血圧症、動脈硬化症、脳血管疾患、虚血性心疾患、肝臓疾患、じん臓疾患、糖尿病、悪性新生物又は精神性疾患とは、おおむね次の表のとおりである。

疾 病	病 名
高血圧症	
動脈硬化症	大動脈硬化症、冠状動脈硬化症、脳動脈硬化症
脳血管疾患	脳血栓、脳塞栓、脳内出血、くも膜下出血、高血圧性脳症
虚血性心疾患	冠不全、狭心症、心筋梗塞、心不全
肝臓疾患	急性肝炎、慢性肝炎、肝硬変
じん臓疾患	急性腎炎、慢性腎炎、腎盂腎炎、腎盂炎、水腎症、急性腎不全、慢性腎不全
糖尿病	
悪性新生物	
精神性疾患	

イ 合併症については主たる疾病により判断すること。

ウ 医師の診断書によっても上表の疾病に該当するかどうかの判断が困難な場合は人事主管課に照会すること。

2 改正規則の施行日

平成22年4月1日

~~3 経過装置~~

省略

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋）</p> <p>（病気休暇）</p> <p>第11条 条例第14条の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第68条の規定に基づき厚生労働省令で定められた疾病にかかっている期間</p> <p>（2） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条、第8条、第19条、第20条、第26条、第46条及び第53条の規定に基づく入院の期間</p> <p>（3） 前2号に規定するもの以外の疾病又は負傷については、医師の指示による最小限度必要な期間</p> <p>2 前項各号に規定する場合であって、公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第3号において同じ。）によらない疾病又は負傷については、次に掲げる期間とする。</p> <p>（1） 結核性疾病（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条の適用又は準用を受ける者に係る結核性疾患を除く。） <u>引き続き1年以内</u></p> <p>（2） 別表第1に定める難病 <u>引き続き1年以内</u></p> <p>（3） <u>地方公務員災害補償法第45条第2項の規定により、県教育委員会が公務又は通勤により生じたものであると意見を付した疾病又は負傷</u> <u>引き続き1年以内</u></p> <p>（4） <u>前3号に掲げるもの以外の疾病又は負傷</u> <u>引き続き90日以内。ただし、高血圧症、動脈硬化症、脳血管疾患、虚血性心疾患、肝臓疾患、じん臓疾患、糖尿病、悪性新生物又は精神性疾患にあっては、更に引き続き60日以内で延長することができる。</u></p>	<p>公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋）</p> <p>（病気休暇）</p> <p>第11条 条例第14条の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第68条の規定に基づき厚生労働省令で定められた疾病にかかっている期間</p> <p>（2） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条、第8条、第19条、第20条、第26条、第46条及び第53条の規定に基づく入院の期間</p> <p>（3） 前2号に規定するもの以外の疾病又は負傷については、医師の指示による最小限度必要な期間</p> <p>2 前項各号に規定する場合であって、<u>公務によらない疾病又は負傷及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第4号において同じ。）によらない疾病又は負傷</u>については、次に掲げる期間とする。</p> <p>（1） 結核性疾病（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条の適用又は準用を受ける者に係る結核性疾患を除く。） <u>引き続き3年以内</u></p> <p>（2） 別表第1に定める難病 <u>引き続き1年以内</u></p> <p>（3） <u>高血圧症、動脈硬化症、脳血管疾患、虚血性心疾患、肝臓疾患、じん臓疾患、糖尿病及び悪性新生物</u> <u>引き続き180日以内</u></p> <p>（4） <u>地方公務員災害補償法第45条第2項の規定により、県教育委員会が公務又は通勤により生じたものであると意見を付した疾病又は負傷</u> <u>引き続き1年以内</u></p> <p>（5） <u>前各号に規定するもの以外の疾病又は負傷</u> <u>引き続き150日（職員の責めに起因することが明らかであると認められる場合は、90日）以内</u></p>

- 3 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣された職員若しくは同法第5条の規定により職務に復帰した職員又は同法第10条第1項の規定により採用された職員に関する前2項の規定の適用については、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）第2条第1項各号に掲げる団体（次項において「派遣先団体」という。）又は同条例第10条に規定する特定法人（次項において「特定法人」という。）のが業務を公務と、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤とみなす。
- 4 第2項第3号の規定は、前項の職員について、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第23条の2第1項の規定に基づき、事業主である派遣先団体又は特定法人が業務又は通勤により生じたものであると意見を付した場合に準用する。

- 3 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣された職員若しくは同法第5条の規定により職務に復帰した職員又は同法第10条第1項の規定により採用された職員に関する前2項の規定の適用については、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）第2条第1項各号に掲げる団体（次項において「派遣先団体」という。）又は同条例第10条に規定する特定法人（次項において「特定法人」という。）のが業務を公務と、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤とみなす。
- 4 第2項第4号の規定は、前項の職員について、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第23条の2第1項の規定に基づき、事業主である派遣先団体又は特定法人が業務又は通勤により生じたものであると意見を付した場合に準用する。

<p>Q</p>	<p>職員が勤務時間内に定年退職予定者等への説明会に出席する場合の服務上の取扱いは、どのようになりますか。</p>
<p>A</p>	<p>下記の鑑文書による高知県教育委員会事務局教育政策課からの事務連絡により、定年退職予定者等への説明会に出席する場合は、職務の取扱いとなります。</p> <p>詳細は、別紙（次頁より記載）事務連絡により確認してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">事 務 連 絡</p> <p style="text-align: right;">平成19年7月24日</p> <p style="text-align: center;">各市町村（学校組合）教育長 様</p> <p style="text-align: right;">高知県教育委員会事務局 教育政策課</p> <p style="text-align: center;">定年退職予定者等への説明会に出席する場合等の服務の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">「定年退職予定者等への説明会について」（平成19年6月5日付け公共高第183-1号）をもって通知されている定年退職予定者等への説明会に出席する場合の服務の取扱い等について、別添写しのとおり県立学校長あてに連絡しました。</p> <p style="text-align: center;">つきましては、貴所管の学校に周知していただきますようお願いいたします。</p> </div> <p>※ 2～3月に実施される退職手当説明会は、退職予定者全員が対象となり行われ、定年退職者に限らず出席者は職務の取扱いとなります。</p>
<p>根拠法規 及び 通知文書</p>	<p>・「定年退職予定者等への説明会に出席する場合等の服務の取扱いについて」（平成19年7月24日 高知県教育委員会事務局教育政策課 事務連絡）</p>

県立学校長 様

教育政策課

定年退職予定者等への説明会に出席する場合等のサービスの取扱いについて

このことについて、「定年退職予定者等への説明会について」（平成19年6月5日付け公共高第183—1号）をもって通知されている定年退職予定者等への説明に出席する場合のサービスの取扱い等は、下記のとおりになりますので連絡します。

つきましては、所属職員に周知し、適切な取扱いをお願いします。

記

- 1 定年退職予定者等への説明会に出席する場合は、職務の取扱いとなります。
- 2 「平成19年度厚生計画の策定及び実施に伴うサービスの取扱いについて」（平成19年6月18日付け19高総福第220号）をもって通知されている通知文の別表の「退職手当説明会」には、公立学校共済組合高知支部及び高知県教職員互助会が実施する「退職予定者説明会」が含まれます。
- 3 「平成19年度厚生計画の策定及び実施に伴うサービスの取扱いについて」（平成19年6月18日付け19高総福第220号）をもって通知されている通知文の別紙「厚生計画」の【2 元気回復・その他の厚生計画】の退職手当説明会の実施期間には、定年退職予定者対象に実施される8月の説明会も含まれます。

22高総福第216号

平成22年6月15日

各所属長 様

教育長

平成22年度厚生計画の策定及び実施に伴うサービスの取扱いについて（通知）

高知県教育委員会、公立学校共済組合高知支部及び高知県教職員互助会が実施する厚生事業に参加する職員のサービスの取扱いについては、平成19年度から、毎年度、厚生事業計画の策定及び事業ごとのサービスの取扱いを定め、通知することとしています。

つきましては、平成22年度について、「別紙22年度 厚生計画」のとおり、地方公務員法第42条の規定による厚生事業及びそれ以外の事業の計画を策定し、そのサービスの取扱いは、公立学校共済組合高知支部及び高知県教職員互助会が実施する厚生事業計画とともに別表のとおりとしますので、「健康診断受診に係るサービス及び病気休暇の取扱いについて」（平成16年4月30日付け16高教政第97号教育長通知）と併せて、所属職員に周知するとともに、適正なサービス管理に努めてください。また、具体的な事務手続については、同通知を参照してください。

《参 照》

別添通知

- ・「健康診断受診に係るサービス及び病気休暇の取扱いについて」（平成16年4月30日付け16高教政第97号）
- ・「平成22年度における事業について」（平成22年5月28日付け公共高第179号・22高教互第16号）

別 表

事業名等	実施機関	サービスの取り扱い 備 考
定期健康診断 ・ 一般検診 ・ 胸部X線検診 生活習慣病健康診断 ・ 消化器検診 ・ 子宮頸がん検診 ・ 乳腺健診	高知県教育委員会	職務※1
健康診断事後指導	高知県教育委員会	職務
メンタルヘルス研修	高知県教育委員会	職務
保健師、精神科医、産業 カウンセラーによる相談	高知県教育委員会	事案ごとに判断※2 本人が希望して受けるもの…年次有給休暇 総務福利課が本人に対し義務付けするもの…職務
退職手当説明会 (退職予定者説明会)	高知県教育委員会 公立学校共済組合高知支部 高知県教職員互助会	職務
人間ドック (1泊2日、1日)	公立学校共済組合高知支部	特別休暇※1
婦人検診 脳ドック	公立学校共済組合高知支部	「人間ドック」の扱いと同じ
過重勤務者検診	高知県教育委員会	「特殊健康診断」の扱いと同じ
採用時健診 特殊健康診断 (VDTを含む)	高知県教育委員会	職務※1
健康管理講座 カルチャー教室 メンタルヘルス面接相談 四国中央病院メンタルヘルス相談 セカンドオピニオン相談	公立学校共済組合高知支部	年次有給休暇
骨粗しょう症検診	高知県教職員互助会	
特定健診	公立学校共済組合高知支部	職務※1 定期健康診断又は人間ドックの受診を特定健診の受診とする
特定保健指導	公立学校共済組合高知支部	職務専念義務の免除※1 定期健康診断又は人間ドックの再検査・精密検査の扱いと同じ

※1 「健康診断受診に係るサービス及び病気休暇の取扱いについて」(平成16年4月30日付け
16高教政第97号教育長通知)による。

※2 事案ごとに判断してください。判断に迷う場合は総務福利課までご相談ください。

19年度 厚生計画

高知県教育委員会

県が実施する地方公務員法第42条に該当する事業を「保健事業」、「元気回復・その他の厚生制度」に分けて列記する。

【1 保健事業】

事業名	対象者等の内容	実施期間
定期健康診断の ・消化器検診 ・婦人科検診 (子宮がん・乳腺検診)	40歳以上の希望者 20歳以上の偶数年齢希望者	11月まで //
健康診断事後指導	健康診断有所見者のうち産業医が必要と認める職員	11～12月 (事務局)
保健師による相談	体、心の健康に関する相談を職員、職員の家族、上司等から	随時
精神科医、産業カウンセラーによる相談	心の健康に関する相談を職員、職員の家族、上司等から	医師：毎月曜 予約制 カウンセラー：毎火曜 予約制
職場復帰支援制度	心の疾病が原因で1ヶ月以上の病気休暇又は休職中の職員で制度を希望するもの	随時
メンタルヘルス研修	県立学校の校長・事務局管理職等研修会 県立学校でのメンタルヘルス講座	随時

【2 元気回復・その他の厚生計画】

事業名	対象者等の内容	実施期間	小・中含
教職員住宅	県公務員宿舍規則に基づき職員に住宅を貸与	周年	
財形貯蓄	勤労者財産形成促進法に基づく財形貯蓄制度	7月募集	○
退職手当説明会	退職予定者への退職に伴う手続き等の説明会	2月～3月	○
広報誌 「福利高知」	健康に関する事や、共済・互助会からのお知らせ等を年2回発行配布	8月・3月	○
被服貸与	県立学校の実習助手・農業助手・調理員に作業服等を貸与	随時	

地方公務員法第42条以外の事業

【労働安全衛生法・学校保健法・行政指導に基づく件の事業】

事業名	対象者等の内容	実施期間
採用時健康診断	新規採用職員	採用時
定期健康診断 胸部エックス線検診 一般健診	全職員	8月まで(事務局) 10月まで (県立学校)
VDT作業従事者検診	VDT作業従事者	定期6月 配置全随時
特殊健康診断 ・過重勤務者検診 ・自動車運転業務健診 ・腰痛検診 ・採血業務検診 ・有機溶剤使用業務健診	月100時間を超える時間外を行った者又は月80時間を超える時間外を2か月連続して行った者 自動車運転業務者 重量物(人の移動を含む)を多く扱う作業に従事する業務者 血液によって汚染される恐れのある業務者 有機溶剤中毒予防規則に定められた業務者	随時 1回目8月まで 2回目12～1月 10月まで 10月まで 雇入時・配置換時 とその6ヶ月

公 共 高 第 8 0 号
19 高 教 互 第 6 号
平 成 19 年 4 月 17 日

高知県教育長 様

公立学校共済組合高知支部長
(財)高知県教職員互助会理事長

平成19年度厚生事業計画について

このことについて、公立学校共済組合高知支部及び(財)高知県教職員互助会が実施する厚生事業計画を別紙のとおり策定しましたのでおしらせします。

【公立学校共済組合の事業】

事業名	対象者等の内容	実施期間
生活習慣病検診等 ・人間ドック (1泊2日、1日)	35歳以上の組合員 30歳の組合員に1日ドック (県・互助会の事業負担あり)	4月～3月
・婦人検診	30歳以上の女子組合員 (互助会の事業負担あり)	4月～3月
・脳ドック	35歳以上の組合員 (互助会の事業負担あり)	4月～3月
健康管理講座	組合員を対象に講習会 メタボリックシンドロームの最新情報	8月
メンタルヘルス	組合員を対象に講習会 ストレスと生活習慣病の関係、心の健康チェック	8月
カルチャー教室	組合員を対象 食生活を見直すことで健康の保持増進、豊かで彩りのある生活に資する	4月～3月
メンタル相談 ・24時間電話健康相談	組合員及び被扶養者を対象 心とからだの健康に関する相談	24時間年中無休
・メンタルヘルス面接相談	カウンセリングルーム(高知市内)での面接相談	予約受付9:00～18:00 (月～金)
・四国中央病院メンタルヘルス相談	四国中央病院での面接相談	予約受付9:00～17:00 (月～金)
共済組合の各種給付	医療給付・療養給付・出産費・家族出産費・埋葬料 家族埋葬料・傷病手当金・出産手当金・休業手当金 育児休業手当金・介護休業手当金・災害見舞金 弔慰金・家族弔慰金・結婚手当金	随時
共済組合の各種補助等	レクリエーション施設宿泊利用補助・宿泊施設利用補助 健康家族の表彰・芸術鑑賞・福利厚生研修会等補助 拳式料等補助・保育等補助・各種広報誌の発刊	随時
共済組合の各種貸付	住宅貸付・住宅災害貸付・教育貸付・一般貸付 災害貸付・結婚貸付・葬祭貸付・医療貸付・特別貸付 高額医療貸付・出産貸付	随時
退職予定者説明会	退職予定者を対象 年金・退職手当金・任意継続組合員制度 (県・互助会と共催)	8月 2月～3月

【教職員互助会の事業】

事業名	対象者等の内容	実施期間
互助会の各種給付	医療費補助金・家族医療費補助金・出産祝金 災害見舞金・結婚祝金・死亡弔慰金・退職慰労金 入学祝金・銀婚祝金・傷病見舞金	随時
互助会の各種補助等	入院見舞金・リフレッシュ助成事業 体育大会レクリエーション振興補助 海外派遣教職員活動助成事業	随時
人間ドック	共済組合の人間ドック事業に参加する会員	4月～3月
退職予定者説明会	退職予定者を対象 (県・共済組合と共催)	2月～3月